慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	全體主義的獨裁の一般的特徴について
Sub Title	Notes on the general characteristics of totalitarian dictatorship
Author	奈良, 和重(Nara, Kazushige)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.2/3 (1958. 3) ,p.58- 75
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論說 英文抄録 "Notes on the general characteristics of totalitarian dictatorship" あり
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580315-0058

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

全體主義的獨裁の一般的特徴について

奈良和重

一

「第一次大戰の終末當時は、《ファシズム》という言葉は知られていなかつた。世界の政治組織は、君主制、貴族制、民主制、專斷制、暴君制、寡頭制、金權制、共和制として分類されていた。《獨裁》(dictatorship) という言葉は知れ渡つていたが、《全體主義的》(totalitarian) という言葉はそうではなかつた。だが僅か數年のうちに、一方において共產主義が、他方においてファシズムが擡頭してくるにつれて、政治組織をデモクラシー、ファシズム、コミュニズムという三つの標題のもとに過度に單純化して分類するようになつた。そしてそれらは、しばしば、デモクラシー對獨裁、あるいは、デモクラシー對全體主義、という二つのうちのいずれを選擇するかというかたちに還元された。ファシズムとコミュニズムの二つの體制がもちいる政治的技術がますます類似してくると、こうした後者の概念に支持が與えられるようになつた。しかしながら、そのことは、コミュニストでもなければファシストでもないが、確かにデモクラティックでもないようなさまざまな國家をも《デモクラシー》として總括してしまうに至つたのである。複雜な社會現象を單純化して理解しようとする衝動は、

ファシズムとかコミュニズムといつた言葉についての曖昧にして不正確な使用を生みだすこととなり、更にまたそれらは、われわれの嫌悪するような政治を記述するというのではなくして、むしろ非難するために、しばしば使用せられている[1]。

右にいわれるところは、特に、英・米の學者の見解に多く認められがちである。現代世界における獨裁、ないしは全體主義といわれるものは、自由主義とかデモクラシーの原理と明らかに對立するものとして立ち現われてきた。これまでに二つの大戰を體驗し、なおかつ一層アキュートなかたちでソヴェート・コミュニズムからの挑戰を受けつつあるひとびとにとつては、「世界における危機」という現代的狀況を、デモクラシー對獨裁、あるいは全體主義というディコトミーを以て把握し、ドイツ・ナチズム、イタリー・ファシズムはさることながら、ソヴェート・コミュニズムをもデモクラシーの《敵對者》と見做さざるを得ない[2]。例えば、W・エーベンシュタインは、その著『現代のイズム』の中で、コミュニズムおよびファシズムを全體主義の側に、資本主義および社會主義をデモクラシーの側に、それぞれ對峙させて現代の政治思想を論じているが、デモクラシーと全體主義とは、「はつきりと對立している人間性の概念に基づき、相矛盾する信念と價値とをもつた二つの眞向から反對している生活樣式である。それ故に、現在の世界的危機の範圍と深刻さは、相爭う政治的ないし經濟的理念や實踐の單なる結果としてだけではなく、社會生活全體をおおつている二つの思想と行動とのあいだの鬪爭[3]」として把握すべきことを强調している。

このように、現代が直面している問題狀況を議論するに當つては、論者の立場からする評價的決定が、意識的にせよ無意識的にせよ、大きく作用せざるを得ないことは見逃がせない。勿論、そうした議論がすべて誤りであるとか、またはそうすべきではないというのではないけれども、われわれは、ただ單にデモクラシーへのバイアスによつて問題の解決を迫るような態度は慎しまなければならない。かりに、ファシズムというもの一つを取つてみても、それはデモクラシーの側からすれば、確かに、獨裁者の絕對的權力によつて一切の私生活も市民の權利の存在も許されず、個人主義のまつたき終焉を告げる

ものであろう。したがつて、それとデモクラシーとのあいだには妥協の餘地が認められないというのももつともである。[4] しかし、現代の政治的・經濟的・社會的狀況のもとに、何故それが發生せしめられてきたのかという問題に對しては、それを獨裁者の飽くなき行動欲とか、歷史における惡意とかいうような偶發的事象に歸してしまうことはできそうにない。かえつて、M・ラーナーがファシズム獨裁について述べているように、「すべてこうしたことを、狂人の權力への夢想として片付けてしまうわけにはいかないであろう。それは生活の完全なるスキームである。最初みたところ、それは、過去三世紀にわたるわれわれのあらゆる文化的・政治的方向との逆轉を表示しているかのように思われる。しかしながら實際には、それはわれわれの現在の社會の直接的にして自然的な結果なのである。ファシストが解決しようと求めているディレンマはわれわれのディレンマであり、それが保存しようと欲している制度はわれわれの社會の基本的な經濟制度であり、それが訴えている忠誠心はわれわれが造つてきた民族國家に附帶している忠誠心であり、それが利用している軍國主義はわれわれ自身の戰爭に導いたと同じ軍國主義であり、それがその目的のために注ぎ込んでいる熱情はわれわれの社會に固有な競走の鬪爭から生じている人種と階級との熱情に他ならない」といい得るからである。[5]

いずれにせよ、われわれにとつて重要なことは、デモクラシーか全體主義か、あるいは獨裁か、そのどちらを選ぶべきなのか、という觀點から問題を提出する前に、デモクラシーと對比されているそれらの概念を明晰化してみることである。「われわれは專制者の新しい時代に入ろうとしているのではないか」（M・ラーナー）[6] という疑問も、「今や、われわれは議會主義のエポックへではなく、獨裁のエポックへ入つたというあらゆる樣相を呈している」（A・コバン）[7] という示唆も、今日依然として拭い去ることのできぬ事實であるとすれば、そうした基礎的問題を究明していくことこそ必要であることは言をまたない。以下に、コミュニズム、ファシズム、ナチズムを一つに範疇化している議論の幾つかを取り上げて、それらの一般的特徴とはどのようなものであるかをいささか考案してみたいと思う。

(1) Carlton C. Rodee, Totton J. Anderson, and Carl Q. Christol, Introduction to Political Science, 1957, p. 316.
(2) Cf. J. S. Schapiro, The World in Crisis: Political and Social Movement in the Twentieth Century, 1950, p. 201 ff.
(3) William Ebenstein, Today's Isms—Communism, Fascism, Capitalism, Socialism, 1954, p. vii.
(4) Cf. Sigmund Neumann, The Future in Perspective, 1946, pp. 244-245. 曾村保信譯『現代史—未來への道標』下卷八五頁參照。
(5) Max Lerner, "The Patterns of Dictatorship" in Guy Stanton Ford (ed.), Dictatorship in the Modern World, 2nd Edition, 1939, p. 18.
(6) Ibid., p. 3.
(7) Alfred Cobban, Dictatorship, 1939, p. 246.

二

先ず最初に、今日廣く使用されている《獨裁》というターミノロジーについて檢討を加えてみる。周知のように、その言葉は、ローマ共和制時代において、例外的な委任のもとにおかれた獨裁官の制度より由來している。そしてそれは、第一に目的が明らかであつたこと、第二に期間が短かかつたこと、C・シュミットのいわゆる《具體的例外性》(konkrete Ausnahme) という特徴をそなえていた。[1] 今、こうしたローマの古典的概念を以て、第一次大戰後に生じた現代の獨裁に嚴密に當てはめようとすれば、そこに不都合が起きてくるのは當然である。

したがつて例えば、C・メリアムの如きは、現代的意味での獨裁というターミノロジーは誤用であるとし、それを《新しい專制》(new despotism) と呼んでいる。「國家の元首は、內政ならびに軍事において、彼の權威に對して何らの法的制約もなく支配している古代の專制者である。この專制は、土地所有、世襲的相續、あるいは神の裁可に基づくのではなく、彼自身の命令により自らに與えられた國民による假定的委任に基づいている。その理論は獨裁のそれではない。というのは、

その支配者は、如何なる意味においても、かつての獨裁者たちがそうであつたように、一時的に地位に就いているものではなくして、歴史上のオートクラシー、ないしはデスポティズムを踏襲している國家の恒久的な元首だからである。ドイツにおいてもイタリーにおいても、いずれも專制者は獨裁者とは呼ばれておらず、前者の場合は Führer、後者の場合は Duce と呼ばれている[2]」と。なお、メリアムは、ソヴェートにおける《プロレタリア獨裁》についても、ナチやファシストと區別さるべき幾つかのヴァリエーションがあるにもかかわらず、やはり同じく專制的であるとしている。プロレタリア獨裁という概念については後に觸れるであろうが、ともかくも、現代において獨裁というターミノロジーを使用する場合は、あらかじめその概念を規定しておくことが是非必要であろう。

そこで、コバンの『獨裁論』における定義を參照してみよう。古來、支配形態の分類にはアリストテレスのもちいた支配者の數と倫理的基準があるが、コバンは、客觀的にテストし得る次の基準、ある一定の支配はその權力を如何にして獲得しているか、その權力の及ぶ範圍はどれ程か、またその權力は如何なる方法において行使されているか、をもちいて、獨裁概念を規定している。すなわち、獨裁とは「單獨者の支配であつて、彼は元來彼の地位を世襲によつて獲得したのではなく、實力によつてか、もしくは同意によつて、通常はその兩者の組合せによつて、獲得したのである。彼は絶對的主權を所有していなければならない。つまり、すべての政治權力は、究極的には、彼の意志より發せられていなければならない。そしてそれは、範圍において無限でなければならない。それは、多かれ少なかれしばしば、恣意的方法において、法律によるのではなくしてむしろ命令によつて行使されなければならない。最後にそれは、その期間を一定の任期に制限されていてはならないし、獨裁者はまた、他の如何なる權威にも責任を有していてはならない。何故なら、そのような制約は、絶對的支配と兩立し得ぬものであろうからである[3]」。

このような獨裁概念の規定は、ローマ共和制における實際の政治制度の概念とも、またシュミットのそれとも異つて[4]、現

代における獨裁を把握するのに有効であると思われる。勿論、ここに單獨者の支配という場合、コバンも認めているようにそれを文字通りに受けとる必要はない。どのような國家にも、大なり小なり支配權力を分有している追從者が存在していないはずはないからである。ただ、プロレタリア獨裁という概念については、右の規定がそのままに妥當し得ないのではないかという問題が殘る。J・ハザードが述べている如くに、「ソヴェートの理論家の用語例では、《獨裁》とは支配階級の存在を示しているのみである。それは彼等にとつて、國家の首長としての强固な意志をもつた暴君の存在を指示しているのではない。……ソヴェートの歴史家は、いずれの階級が――奴隷所有階級、封建階級、ブルジョワ階級、勞働者階級――支配階級であるかをみようとしているにすぎない」[5]からである。

もつともこの點については、コバンも、「マルクスが引きだしている結論は、實力の支配は實力によつてのみ轉覆することができ、所有階級の獨裁はプロレタリアートの獨裁によつてのみ代置することができるということである。その《獨裁》というタームは、ここでは、われわれが規定したように使用されているのではなく、社會の一部分による他の部分の實力的壓制に基づく支配という意味で使用されていることは明白である」[6]と述べている。マルクス・レーニン主義によれば、プロレタリア獨裁とは、新しい社會への過渡的段階に存在するものであり、やがてその任務を果しおえれば、自らも自然消滅してしまうものと考えられている。しかし實際には、革命後のロシアのボリシェヴィキ體制の發展がこの假設と合致しているわけではなく、コバンの獨裁概念によつて說明し得る特徵が見受けられる部分も決して少なくない。例えば、スターリンについて、「彼の權力の非世襲的性質を除いたすべてにおいて、帝制ツアーの眞の繼承者」[7]であるとなす解釋も下し得ることであろう。

このように、現代における獨裁は、一應、コバンの獨裁概念によつて說明され得るにしても、そうした支配形態は、古代オリエント、ギリシア・ポリス、ルネッサンス期イタリー、そしてまた近代ヨーロッパにおける絕對君主制やナポレオン・

ボナパルトの獨裁にも存在していた。そしてそれらはすべて、C・フリードリッヒのいうように、何びとに對しても責任を有せぬ *autos* としての支配者が權力をふるう、まさに語義的な意味での autocracy という共通の範疇に入れることができよう。現代における獨裁にしても、それに所屬する重要な類似性をもつている。しかしながら、同時にそれは、歴史的に《ユニーク》であり、かつ獨特のものである（*sui generis*）といわれる特徴をそなえていることは疑いない。[8] コバン自身も次のように指摘している。「明らかに、全體主義國家の特有なる支配形態は、……單獨者の掌中へのあらゆる可能な權威の集中化であつて、彼は、古代世界や中世期にもその種の支配が知られていたような國王とか專制君主とは見做されないし、あるいは獨裁官とか暴君とはまつたく見做すことができない。事實、全體主義は、それ自身の特有性をもつところの獨裁の一形態を發展させてきたのである」。[9]

もしわれわれが、ソヴェート・コミュニズム、イタリー・ファシズム、ドイツ・ナチズム、などの現代的意味での獨裁に關して、そのターミノロジカルな問題をめぐつていろいろと混亂をまねく恐れがあるというのなら、フリードリッヒおよびコバンももちいているように、あらかじめそれらの獨裁には、それに固有の性質を指示する《全體主義的》という Epitheton を附しておく方が適當であろうと思われる。次に、われわれは、この全體主義的獨裁の一般的特徴を明確にすべく、論をすすめてみよう。

（1）　ローマ時代の獨裁概念に關して重要な點は、何よりも先ず、それが一時的（temporary）なものであつたということである。獨裁官は、內外の非常事態、すなわち、外敵の侵入、內亂あるいは行政上の行詰りといつたような危機的狀態をまねいた時、それを克服すべく短期間――紀元前五〇一年から三世紀にわたる八十八の獨裁は、いずれも長くて六ヵ月の任期を超えなかつた――、すべての大權（Imperium）を授與された。それらは、シュミットの指摘した「具體的例外性」を確保していたが、スルラ（Sulla）およびカエサル（Caesar）の時代に至るや、專制へと轉化されてしまつたのである。アウグスッス（Augustus）は、注意深くも、獨裁官というタイトルを廢棄したが、それは、まさしく彼にとつて恒久的な（permanent）權力を必要としたからに他ならない。（Cf. H. R. Spencer,

"Dictatorship" in E. H. Seligman et al. (ed.), Encyclopedia of Social Sciences. および、丸山眞男他編『政治學事典』獨裁の項參照。)

(2) Charles E. Merriam, The New Democracy and the New Despotism, 1939, p. 221. なお、H・R・スペンサーは「ムッソリーニ體制」について、次の如く述べている。「全體主義はすべての社會において實現さるべき理想となり、また、ツァー體制、あるいはソヴェート體制として考えられているようなすべての專制の機構によつて擁護されているボリシェヴィズムに對してと同じく、レッセ・フェールの自由主義のアトミズムや不統合さに對して、守らるべき理想となつた。このようなムッソリーニの專制がどうあろうと、それは正確にいえば、獨裁ではない。何故なら、それは、恒久性を熱望しているからである。」(H. R. Spencer, "The Mussolini Regime," in Dictatorship in the Modern World, p. 30.)

(3) Cobban, op. cit., p. 26.

(4) シュミットの獨裁概念に對するコバンの批判は、前掲書の Appendix II. The Theory of Dictatorship of Carl Schmitt を參照。兩者の獨裁概念についての比較は、福島德壽郎〝現代獨裁制についての若干の考察〟(猪木正道編『獨裁の研究』四頁以下)に詳しく論じられている。

(5) John H. Hazard, "Soviet Union: A Working Class Dictatorship" in Dictatorship in the Modern World, p. 94.

(6) Cobban, op. cit., p. 113.

(7) Ibid., p. 119.

(8) C. J. Friedrich and Z. K. Brzezinski, Totalitarian Dictatorship and Autocracy, 1956. Introduction, p. 3. (本書の序論のみは、フリードリッヒの執筆による。)

(9) Cobban, op. cit., pp. 199–200.

III

《全體主義》とか《全體主義國家》というタームは、すでにわれわれの冒頭の引用文からも明らかであるが、ごく最近になつて一般化したものではあるけれども、全體主義の理念そのものは、決して二十世紀における新しい所産ではない。コバ

ンは、「現代の運動の特質は、……それが獨裁的支配方法を民族國家に適應して、その組合せから新たな全體主義的理念が生じてきたということである。しかしながらまた、全體主義とはただ單に獨裁から生まれてきたものにすぎぬということを當然であると考えてはならない。獨裁は、實踐的にはほぼ一世紀半も、理論的にはなお一層遠くまでも辿ることができると同様に、全體主義の起源も同じくらい近代史のうちに深く藏されているはずである」[1]と述べている。

今ここに、近代ヨーロッパにおける全體主義の歴史的發展過程を探究していくことが直接の問題ではないが、一應、コバンの說明にしたがつてそれを素描してみれば、次の通りである。近代國家は君主神權說から人民主權の理念へ、そしてそれからナショナリズムへ、ナショナリズムから全體主義へと進歩してきたのであるが、全體主義と獨裁との結びつきは、その萌芽的狀態では、この歴史的發展の初期の段階に見出すことができる。それは、フランス革命期を中心とする人民主權の理念が、漸次、ボナパルティズムに導かれていくのをみると明白であろう。コバンによれば、フランス革命によつて政治的實踐にもたらされた人民主權の理念は、やがて *patrie* のそれへと融合され、新しいナショナリズムが熾烈化したフランス政治の舞臺は、主權者としての人民の繼承者を以て任ずるナポレオンの登場を迎えるに至つた。かくて、「ある意味では、近代ナショナリズムはフランス革命の仕業である。*nation, une et indivisible* から *ein Reich, ein Volk, ein Führer* までは、さして大きな隔りはない」[2]といえる。更に、現代全體主義の理念は、こうしたナショナリズムを理論づける諸學說の提唱によつて、十九世紀を通じての政治的・經濟的・文化的諸條件の發展によつて、生成せしめられてきた。これを要するにそれは、主權論、デモクラシー、ナショナリズムをはじめとして、近代政治哲學の有機體說、有機體の生物學的理念、教育の進歩、政黨政治の制度、それから最後に、社會主義のいろいろな理論、とりわけマルクシズムとサンディカリズム、などから次第に生長してきたのである。[3] こうして、全體主義的風潮の中にあつて、理論的に思考され、實踐的にも作用しようとする現代國家にとつて、全體主義的理念と獨裁の支配方法との結びつきが重大な意味をおびる結果となつた。

コバンの説明によつて、この全體主義的獨裁の特徴を考察してみると、先ず、その政治的基盤に關しては、第一に權力分立の否定[4]、社會における法の支配と自然法理念の拒否ということが擧げられる。全體主義的獨裁の體制内部には、それぞれの世界觀に基礎づけられた新しい法概念や裁判がおこなわれることとなる。だが、こうしたことは、その消極的特徴にしかすぎないといわれる。それのより積極的な政治的基盤をなしているのは、まさに現代における全體主義的獨裁に特有な政治的技術たる「リーダーシップの原理」であるからである。[5]現代の獨裁者とは、多くの實例に示されている如く、社會の解體過程における情緒的心理狀態におかれた大衆のリーダーとして出現してきたのみか、彼はまた、政黨のリーダーでもあるのである。リーダーシップの原理と政黨政治の技術との組合せによつて、全體主義的獨裁はいちじるしい成功を收めることが可能となつた。

しかしながら、現代における全體主義的獨裁の特徴は、その政治的技術としての特徴を考察することだけでは充分でない。むしろその支配が、政治的基盤に止まることなく、すすんで經濟的・社會的基盤にまでも及ぼしていく、いわば「全體的な社會的インパクト」(*total social impact*)[6]にこそ、最も顯著な性格を看取し得る。この點で、ナチズムのいわゆる「劃一化」(Gleichschaltung)の過程は、その典型であるといえよう。すなわち、「ドイツは、教育、宗教上の組織の何らかのかたちでの自律性と、または社會組織體の何らかの表示と兩立し得ない純粹なタイプの獨裁體制を示す最も完全なる例證である」[7]といわれる如くに。劃一化の强制は、一定のイデオロギーによつて指向された計畫に沿うて、社會ならびに人間自身を再編成しようとする試みに他ならない。それは、Z・バルブもいうように、「一つの特定なファクターの周邊に個人の精神生活の嚴格な統合化を生みだし」、パースナリティのすべてのダイナミックスは、象徴化された一つ、ないしは幾つかの觀念や感情の嚴酷なコントロールのもとにおかれ、まつたく「强迫觀念的メカニズム」として作用する。「劃一化の過程は、個人の平面においては、各個人と彼自身の屬する社會との同一化を、かくして全體主義的現實態の創造のために作用するので

ある[8]」。

われわれは、全體主義的といわれるにふさわしいかかる傾向を、コミュニズムにもまた察知し得るのである。ボリシェヴィキは、自らのイデオロギーの機能――その現實への適應には幾多の紆餘曲折を經てきたにもせよ――によつて、社會の內部構造を巧みに造りあげてきた。「……現段階において、コミュニストの社會は一つの觀念の所產である。黨が、人間の現在および未來の可能性を自らのうちに含む觀念にしたがつて、個人とその社會を鑄造している。このような社會の觀念は、遲かれ早かれ、經驗的に構成され自然に成長してきた社會のあらゆる形態を抹殺することであろう。……人類史はテクノロジーの領域となろう。《自然的》社會に代つて、《人工的》社會、a society machine となることであろう[9]」とバルブは述べている。この結論に對する贊否はともかくとして、新しい現實態へ人間を途切れることなく驅り立てていく方法は、これまでの獨裁にその類例をみない。ふたたび、コバンの言葉をかりて、現代全體主義のこの劇的なアスペクトを描寫してみれば、「過去における獨裁が理論的正當化へのどのような試みをも缺いた實際的便宜上のものであつたのに反して、現代的獨裁のうちには、黨官僚、秘密警察、政治的な軍隊やテロリズムの背後に、それを單なる支配の技術より以上の何ものかにしている眞の精神的原理が存在している。新しい全體主義的獨裁が强力であるのは、それがひとびとの肉體を支配しているからではなく、精神を支配しているからである[10]」。そして、「全體主義的獨裁の職務において、それは、唯一の道德的・精神的忠誠心に對し、かつて存在した最も不寛容きわまる宗教とまつたく同じような絕對的要求を主張する。このアスペクトとともに、われわれは全體主義の最終段階に到達する……[11]」と。

以上によつて、全體主義的獨裁の一般的特徴を大雜把に記してきたが、更に、そうした全體主義化（totalitarianization）の度合を、政治權力の側面から手際よく把え、全體主義について簡潔な定義づけをおこなつているZ・ブルツェツィンスキーの所論を紹介しつつ、この節をおえることにしたい。

現代全體主義の運動は、過去および現在の獨裁體制とは違つて、社會を現狀維持の狀態に凝結させてしまうのではなく、絶えず革命を制度化し計畫化し、しかもその體制自體が安定化するにつれて、その權力の範圍も增し强度も烈しくなつていく。全體主義的革命は、社會のプルラリズムを、そのイデオロギーの設計圖に基づいて型どられた同質的全員一致によつて代置するため、現存する社會のユニットを全部粉碎してしまおうとする。この體制の權力は、既存の諸勢力の危うげなバランスより由來しているのではなく、反對派を解消し、實力と善き社會への訴えによつて、大衆を動員していく熱狂的な全體主義の支持者たちの革命的ダイナミズムより由來しているのである。この訴えは、通常、全體主義運動の公式のイデオロギーか、もしくは行動のプログラムのうちに組立てられている。かくして、「全體主義的イデオロギーに型どられて制度化されている革命こそ、全體主義をして、本質的に、前進的現象たらしめている」[12]。

ところで、全體主義的革命を斷行するには、必ずそこに、その政治權力に障害となる諸制約が存在している。この政治權力に對する諸制約は、全體主義社會において、どのように變更されているか。ブルツェツィンスキーは、それを直接的制約、間接的制約、自然的制約、の三つの範疇に分けて考察している。第一の直接的制約とは、國家の恣意的權力に對する慣習的制約、例えば、大憲章（マグナ・カルタ）、憲法上の諸保證、法の支配、などにより個人と國家との權利義務の相互關係を規律しているもの。第二の間接的制約とは、國家とともに並存している社會の多元的な諸集團、教會、經濟的・文化的・地域的な壓力團體、などによつて政治權力を阻止しているもの。第三の自然的制約とは、民族性とか傳統、風土的な自然的諸力、血緣的構造、特に、第一次的な社會のユニットである家族の如き社會制度、である。以上の三つの制約は、立憲的政治社會の政治權力に常に働きかけている。獨裁社會においてはどうかというと、その專斷的個人的な政治權力と直接的制約とは兩立し難きものであるにしても、間接的制約は獨裁的權力を逃れており、一般的にいつて、社會生活は掻き亂されてはいない。これらの制約をすべて拒否しているのは、われわれの時代の全體主義のみであるといわれる。

全體主義的獨裁の體制が權力を掌握すると、ただちに直接的制約は消滅させられる。そしてそれがしつかりと堡壘を築くと、社會に存在している諸集團を破壞すべく、最大の努力が拂われる。全體主義の指導者は、A・インケルスのいう「一本石的社會組織の原理」を以て、すべての社會制度、すべての行動樣式を完全に統合化することに自己を献じている。[13] それ故に、現代全體主義の權力は、自然的制約をも克服せずにはおかない。これは、全體主義が遭遇する最大の困難であることは論をまたないであろうが、そのよい例は家族である。體制に對する忠誠心を獨占するために、全體主義國家は、Hitler-jugend, Ballia, Little Octobrists といつた組織によつて、家族と對抗させつつその絆を切斷しようとするが、それと同時に、國家の政策として、家族の生殖的機能は是非とも增强しなければならない。したがつて、「一方において家族は弱められ、その影響力は制限されねばならないが、他方では、家族は體制自身の目的のために裝備され、有用な社會的ユニットとして寛大に取扱われねばならない。このパラドックスは、全體主義的指導者たちにとつて絶えざる苦惱の種となつている」。[14] ともかくも、全體主義は、最も能率的に大衆の一本石的同質性（mass monolithic homogeneity）を完遂するに當つて、あらゆる强制の手段を使用することを餘儀なくされよう。ブルツェツィンスキーは、全體主義をこのように定義している。「全體主義とは、政治權力の技術的に進步した諸手段が、何らの制約も受けずに、エリート運動の中央集權化されたリーダーシップによつてふるわれるところの體制であり、そしてその目的とするところは、人間の條件づけをも含めて、社會全體の革命を効果あらしめることであつて、リーダーシップによつて宣言されたある種の恣意的イデオロギーの前提に基づき、全人民の强制された全員一致の雰圍氣の中にあるものである」（原文イタリック）。[15]

（1）Cobban, op. cit., p. 247.
（2）Ibid., p. 294.
（3）Ibid., p. 250.

(4) 執行權による立法權の支配という傾向は、現代國家の一般的傾向であつて、全體主義國家における特徴としては、充分な基準ではない。むしろそのより有効なテストは、司法權の執行權への從屬ということである (Ibid., p. 192.)。

(5) Ibid., p. 120.

(6) Zbigniew K. Brzezinski, The Permanent Purge: Politics in Soviet Totalitarianism, 1956, p. 1.

(7) Harold C. Deutsch, "The National Socialist Dictatorship" in Dictatorship in the Modern World, p. 68.

(8) Zebedei Barbu, Democracy and Dictatorship: Their Psychology and Patterns of Life, 1956, p. 147.

(9) Ibid., p. 194.

(10) Cobban, op. cit., pp. 283-284.

(11) Ibid., pp. 217-218.

(12) Brzezinski, "Totalitarianism and Rationality" in American Political Science Review, Vol. L, March, 1956, p. 752. なお、ブルツェツィンスキーの前掲書のイントロダクションをも參照。

(13) Alex Inkeles, "The Totalitarian Mystique: Some Impressions of Dynamics of Totalitarian Society," in Friedrich (ed.), Totalitarianism, 1954, p. 93 f.

(14) Brzezinski, op. cit., p. 6. 詳しくは、Friedrich and Brzezinski, op. cit., Chap. 22.

(15) Brzezinski, loc. cit., p. 754.

四

今や、全體主義的獨裁の一般的特徴をおおよそ把握することができたことと思うが、これまで敍述してきた定義づけや概念規定は、そもそも研究過程の最後の段階にしてはじめて達せられたのであつて、それらは、具體的現實における資料を熟知し、いろいろな研究成果を比較檢討した上で、抽出されてきたものである。右に引用した諸學者も、コミュニズム、ファシズム、ナチズムによつてそれぞれ異なる全體主義のパターンが、彼等の概念から、あるいはより近くあるいはより遠く、

動いている現實の多様性に常に注意をくばつて論じているのであるが、ここには、そうした努力を解説しなかつたまでのことである。それらはいずれも、彼等自身認めているように、完全であるとはいえないかも知れないが、それはその限りにおいて、われわれにとつては、全體主義のアウトラインを俯瞰して、われわれの視線を重要な問題に投じていくのに有利に活用され得ると思われる。最後に、フリードリッヒにしたがつて、全體主義獨裁に共通する基本的特性を掲げ、[1]その問題點を記しつつ、これまでのところをまとめてみることにする。

㈠人間存在のすべての重要なアスペクトをおおつている教義の體系より成る公式のイデオロギー。このイデオロギーは、人類の完全なる終極的狀態に焦點をあわせて企圖されている。つまりそれは、現存社會に對するラディカルな拒絶と、新たな社會のための世界征服とに基づいた千年至福説的要求を含んでいるのである。

㈡單獨者、《獨裁者》によつて導かれている單一の大衆政黨。その黨は、全人民の比較的少數者より構成されている。彼等の中核をなすものは、そのイデオロギーに何の疑うところもなく熱狂的に奉仕し、イデオロギーが一般に受容されていくよう促進する。かかる黨は階統的に組織され、官僚的な政治組織より優位しているか、もしくはそれと完全に融合している。

㈢テロ警察の組織。それは黨を支持するばかりでなく、監視する役目をもち、體制内部の《敵》に對してだけでなく、勝手に選ばれた人民の諸階級に對しても行使される。秘密警察のテロは、現代科學、とりわけ、科學的心理學を利用している。

㈣黨およびその幹部の掌中へ有効なマス・コミュニケーション手段のコントロールがほぼ完全に獨占されていること。新聞・ラジオ・映畫など。

㈤同じく、有効な軍事的戰鬪手段のコントロールがほぼ完全に獨占されていること。

(六)多くの組合や集團活動を含めて、以前獨立していた企業體を官僚的に調整することを通じて、全經濟の中央主權的支配や方向づけがおこなわれること。

これら六つの特性は、相關連して《有機的》システムをなしているのであつて、それぞれを孤立化して考察すべきではないが、それらの一つ一つを取り上げて、それに焦點をしぼつて全體主義的獨裁の特殊な側面をクロース・アップしてみることも必要である。また全體主義的獨裁のような複雜な對象を處理していくには、これらの特性をもちいることは効果的ですらある。ところで、フリードリッヒが指摘しているように、これらの諸特性のうちで、最後の四項目は、いずれも近代テクノロジーによつて條件づけられている點を注意しなければならない。テクノロジーの側面は、武器、コミュニケーション、秘密警察のテロ、經濟計畫の實施、などに示されている如く、全體主義社會の組織化には不可缺であつて、もしテクノロジーの發展がなければ、それは、人的・物的資源をかくも迅速に、徹底的に動員することはほとんど不可能であろう。しかし「……全體主義的獨裁自體は、これらのテクノロジーの傾向のあるものの《論理的》歸結である。だが、このことは、近代テクノロジーが全體主義を《つくりだした》という意味においてではなく、全體主義を可能にしたという意味において正しいのである。テクノロジーなくしては、その明確な特性の幾つか、特に、プロパガンダ、テロ、中央主權的經濟計畫の立案は、まつたく不可能であろうし、レーニン、ムッソリーニ、ヒットラーによつて打ちたてられた獨裁は、單に古代の專斷的、ないしは暴君的種類の獨裁にしかすぎぬであろう……」[2]ということは銘記すべきである。

さて、最初の二項目については、イデオロギーにせよ政黨にせよ、テクノロジーの狀態とは重大な關係をもつていないように思われる。けれども、このことも嚴密には正しくない。何故なら、やはりテクノロジーなくしては、全體主義的プロパガンダの有効な使用によつて、大衆の轉向をおこなわしめることはできないからである。更に重要なことは、全體主義的獨裁における政黨、指導者、イデオロギーは、近代デモクラシーと密接に關連しているということである。この點は、獨りフ

リードリッヒに限らず、しばしばひとの言及しているところであるが、現代の獨裁は、「明確な哲學をともなつた大衆運動」[3]をメルクマールとし、しかも「今日打ちたてられているどのような獨裁も、デモクラシーのイデオロギーによつて造りだされた雰圍氣の中に、不可避的に存在しなければならず、……現代の獨裁者の特有性は、彼はほとんどデモクラシーの創造を要求され、かつその根源から自己を決して解放することができないということである」[4]。ヒットラー、ムッソリーニ、レーニン、それからスターリンも、ともかくデモクラシーを標榜し、自分たちの建設する社會こそ、眞に《完全なる》デモクラシーの實現であると言明することを憚らなかつた。「政黨のみならず、そのイデオロギーもまた、全體主義運動がそのうちに發生してきたデモクラシーのコンテクストに立ち戻つている。イデオロギー一般、特に、全體主義的イデオロギーは、高度の信念的確實性を內含している。……それはそれ自體で、强固なユートピア的要素、ある種の地上の樂園という概念を含んでいる。こうした全體主義的イデオロギーのユートピア的・千年至福說的見地は、それに疑似宗教的性質を與えている」[5]のである。かくて、われわれは、全體主義運動を、それが代置しようとしているデモクラシーとの關連において分析してみなければならないわけである。

コミュニズム、ファシズム、ナチズムは、それぞれの《眞理》の革命的遂行を强調し、階級、國家、民族のエリートより成る黨とそのリーダーシップの原理によつて、默示錄的變革を企圖している。われわれは先に、現代全體主義が西歐的傳統に多くを負うていることを述べたが、「全體主義イデオロギーが西歐思想全體に根差しているという事實は、それとデモクラシーおよびキリスト教との關係の問題を提起させる。その表面では、これら二つの思想體系は、ファシズムおよびコミュニズムのイデオロギーと明白なアンティテーゼをなしている。……一方において全體主義的イデオロギーと、他方においてキリスト教およびデモクラシーの遺產とのあいだの、このような峻烈な鬪爭にもかかわらず、しかもそのイデオロギーが充分に理解され得るのは、この遺產とのコンテクストにおいてのみである」[6]とフリードリッヒが指摘しているのは、われわれ

にとつて興味深い論點である。

全體主義がテクノロジー―マス・デモクラシー―クリスティアニティというコンテクストにおいて發生してきたということは、とりもなおさず、それが、現代西歐文明の危機に對應する新しい生活樣式の表現であるということもできる。心理學的觀點よりすれば、バルブのいうように、ファシズムとコミュニズムは、現代世界の生活のパターンの變化と流動性によつて生じた不安に對する「個人および集團の新しい適應のタイプ」とも見做し得よう。すなわち、前者は「人間の心の原始的本能と情緒的力の復活」によつて、後者は「人間行動樣式のすべてのアスペクトに對する意識と理性の支配を增大しようとする必死の努力」によつて、ふたたび均衡を取り戻そうとしているのである。「これは餘りに全體の問題を單純化しすぎるようだが、デモクラシーを安易な狀態のもとにおける集團の適應として、全體主義をストレスの狀態のもとにおける集團の適應として考えることは有用であろう」[7]と思われる。われわれは、いわゆる思想史的アプローチにのみ氣を奪われているようではならない。全體主義に對する心理學的アプローチには、最近注目すべき多くの貢獻がなされてきている。しかし、それについては後の機會に言及することとし、ひとまず稿を閉じておく。

(1) Friedrich and Brzezinski, op. cit., pp. 9-10.
(2) Ibid., p. 264.
(3) Hans Kohn, Revolutions and Dictatorships, 1939, p. 188.
(4) Cobban, op. cit., p. 261.
(5) Friedrich and Brzezinski, op. cit., pp. 12-13.
(6) Ibid., p. 87.
(7) Barbu, op. cit., p. 7.